神戸女子大学大学院健康栄養学研究科規程

（目的）

第１条　この規程は、神戸女子大学大学院学則及び神戸女子大学学位規程に基づき、神戸女子大学大学院健康栄養学研究科（以下「本研究科」という。）における必要な事項を定めることを目的とする。

（教育課程）

第２条　本学研究科の教育課程は、研究指導及び授業科目の授業によって編成し、専攻の授業科目及びその単位数は、神戸女子大学大学院学則第２１条の別表のとおりとする。

（学修計画）

第３条　各学生につき指導教員を定める。

２　本研究科の学生は、指導教員の指示を受けて、履修する授業科目等について所定の学修計画書を毎学年の指定の期日までに、研究科長に提出しなければならない。

（履修方法）

第４条　本研究科の学生は、講義及び演習、実験等により行われる授業科目の単位を30単位以上修得しなければならない。

（履修認定）

第５条　授業科目の単位修得の認定は、筆記、又は口頭試験、若しくは研究報告等により、科目担当教員が行う。

２　前項の単位の認定は、原則として、各科目の授業の終了時に行うものとする。

３　成績評価は 100 点を最高とし、60 点以上を合格とする。評価は優、良、可、不可をもって表し、可以上を合格とする。

なお、成績の評価は、次の基準によるものとする。

評点の範囲	評価	判定
80 点以上 70 点以上，80 点未満 60 点以上，70 点未満	優 良 可	合格
60 点未満	不可	不合格

（学位論文及び試験）

第６条　修士の学位論文を申請しようとする者は、神戸女子大学学位規程（以下「学位規程」という。）第４条に定める関係書類を所定の期日までに学長に提出するとともに、第６条に定める審査委員会の学位論文の審査及び試験又は学力の確認を受けるものとする。

（試験の方法）

第７条　前条による試験は、学位規程第６条第４項及び第５項によって行う。

（規程外の処理）

第８条　この規程に定めるもののほか、本研究科に関する必要な事項は、研究科長が定め学長に報告する。ただし、研究科長は、決定に当たり研究科委員会の意見を聴くことができる。

２　前項の報告を受けた学長は、必要に応じて部局長等会議の意見を聴き、決定の内容を変更することができる。

（規程の改廃）

第９条　この規程の改廃は、研究科長が行い学長に報告する。ただし、研究科長は、改廃に当たり研究科委員会の意見を聴くことができる。

２　前項の報告を受けた学長は、必要に応じて部局長等会議の意見を聴き、決定の内容を変更することができる。

附　則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。